

# ○匝瑳市ほか二町環境衛生組合財政状況の作成及び公表に関する条例

平成7年8月30日  
条例第1号

改正 平成18年1月23日条例第1号

(目的)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による文書(以下「財政状況」という。)の作成及び公表については、この条例の定めるところによる。

(公表の期日)

**第2条** 財政状況の公表は、毎年5月1日及び11月1日にこれを行うものとする。

2 天災その他止むを得ない事件により前項の期日に公表ができない場合は、事件のやんだときから1か月以内においてこれを公表しなければならない。

(財政状況の記載事項)

**第3条** 前条第1項の規定により5月1日に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月末までの期間における次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 収入及び支出の概要

(2) 財産、公債及び一時借入金の現在高

2 前条第1項の規定により11月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の決算の概要を明らかにするものとする。

3 管理者は、必要に応じ前2項の記載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表とし、添付することができる。

(公表の方法)

**第4条** 財政状況の公表の方法は、告示による。

2 前項の告示は、その発行の日から6か月間だれでも管理者の指定した場所でその閲覧を請求することができる。

(管理者の委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか財政状況の作成及び公表に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成18年1月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。